

「一般財団法人 島根経済文化振興会定款」

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人島根経済文化振興会（以下「経済文化振興会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 経済文化振興会は、主たる事務所を島根県松江市学園南一丁目2番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 経済文化振興会は、島根県と京阪神地域を中心とする県外地域との交流を促進するとともに、島根県の経済・文化の振興等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 経済文化振興会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 島根ビルの管理運営
- (2) 島根経済交流懇談会の共催（県・商工会議所・県人会・経済倶楽部）実施
- (3) 島根経済倶楽部、島根県人会の活動支援
- (4) 島根県の経済文化の振興に資する事業の支援
- (5) 島根県の製品の紹介、観光の宣伝、情報提供等
- (6) その他、経済文化振興会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 経済文化振興会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人への移行時の基本財産として、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 基本財産以外の財産を、その他財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、善良な管理者の注意をもって適正な維持、管理に努めなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、または、担保に供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(財産の運用及び管理)

第7条 経済文化振興会の財産の運用及び管理は、理事会の決議を経て理事長が行うも

のとする。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、または、国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 経済文化振興会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 経済文化振興会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 経済文化振興会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財務諸表の注記
- (7) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 経済文化振興会は、剰余金の分配を行わないものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数、選任及び解任)

第11条 評議員の定数は、3名以上15名以内とする。

- 2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 3 評議員のうち1名を評議員会会長とする。
- 4 評議員会会長は、評議員の互選によって選任する。
- 5 評議員は、財団の理事または、監事若しくは使用人と兼ねることができない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) 役員損害賠償責任の免除
- (8) 合併、清算及び事業の全部譲渡に関する方針決定または、合併契約の締結に関すること
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

- 2 評議員会会長が欠けたとき、または、評議員会会長に事故あるときは、出席した評議員の互選により、評議員会の議長を定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分または除外の承認

(4) 役員損害賠償責任の免除

(5) 合併、清算及び事業の全部譲渡に関する方針決定または、合併契約の締結に関すること

(6) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 必要に応じて、業務執行理事を置くことができる。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、経済文化振興会の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事長は、経済文化振興会を代表し、経済文化振興会の業務を執行する。

2 専務理事は、理事長を補佐する。また、理事長が欠けたときまたは、理事長に事故あるときは理事長の職務を代行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、経済文化振興会の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、職務を執行する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、経済文化振興会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事または監事の後任として選任された理事または監事の任期は、退任した理事または監事の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において定めた額の報酬を支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 経済文化振興会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第 30 条 理事会は、理事長が招集してその議長となる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと

みなす。

(議事録)

- 第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 33 条 この定款は、評議員会の決議によってのみ変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業並びに第 11 条第 2 項に規定する評議員の選任及び解任の方法の変更についても適用する。

(解 散)

- 第 34 条 経済文化振興会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

- 第 35 条 経済文化振興会が清算を行う場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、島根県に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 36 条 経済文化振興会の公告は、電子公告により行う。
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、島根県で発行される山陰中央新報に掲載する方法により行う。

第 10 章 顧 問

(顧 問)

- 第 37 条 経済文化振興会に、島根県と県外経済倶楽部の交流を促進するための顧問を若干名置くことができる。
2 顧問は、理事会において選任する。
3 顧問は、理事会の要請に応じて事業実施に関する助言、指導を行う。
4 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
5 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第 11 章 事務局

(設置等)

- 第 38 条 経済文化振興会の事務を処理するため、事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び所要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が定める。

第12章 補則

(委任)

- 第39条 この定款に定めるもののほか、経済文化振興会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 経済文化振興会の最初の代表理事理事長は、古瀬誠、代表理事専務理事は、中島哲とする。
- 4 経済文化振興会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

田部真孝
戸津川明克
西山彰
藤岡大拙
又賀航一
溝口善兵衛
山根常正
和田亮介

附則

- 1 この定款は、平成26年6月30日から施行する。